

老総発 1111 第 1 号
老高発 1111 第 1 号
老振発 1111 第 1 号
老老発 1111 第 1 号
平成 27 年 11 月 11 日

都道府県
各 指定都市 介護保険主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省老健局総務課長
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省老健局高齢者支援課長
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省老健局振興課長
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省老健局老人保健課長
（ 公 印 省 略 ）

消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を
阻害する行為の是正等に関する特別措置法の遵守の徹底について

標記につきまして、別添平成 26 年 1 月 16 日付け厚生労働省老健局高齢者支援課長・振興課長・老人保健課長通知「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法の遵守依頼について」により、貴管下の関係機関等への周知、指導等をお願いしたところです。

今般、一部の老人福祉・介護事業者等において、介護予防サービス計画の作成業務等を委託している事業者（特定供給事業者）に対し、平成 26 年 4 月 1 日以後も消費税率の引上げ分を上乗せすることなく、消費税込みの業務委託料を据え置いていた事案が発生し、公正取引委員会の指導が行われました。

貴職におかれましては、貴管下の老人福祉・介護事業者等に対し、上記の通知の内容について改めて御周知いただくとともに、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成 25 年法律第 41 号）の遵守について適切に御指導いただきますようお願いいたします。